

議案第133号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第10中第1号の3の次に次の1号を加える。

(1の4) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査
27,000円

別表第10第2号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表中第19号を削り、第20号を第19号とし、同表第21号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号を同表第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査
160,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物の建築の認定の申請等に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例（抄）

別表第10（第6条関係）

(1) - (1の3) 省 略

(1の4) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 27,000円

(2) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 省 略
第2項第2号

(3) - (18) 省 略

(19) 削除

(20) 省 略

(19)

(21) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物 の建築の許可の申請に対する審査 省 略
(20) 仮設興行場等

(21) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000
円

(22) - (29) 省 略